

令和2年度 事業計画

令和2年4月1日付けで改正「労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)」が施行されます。今回の改正は、「同一労働同一賃金」の実現を目的としています。シルバー人材センター(以下、「センター」という。)が行う労働者派遣事業も該当することになり、会員の就業環境がさらに改善されるよう、派遣先との調整に努めてまいります。

「平成30年度労働白書」の「高齢者雇用就業対策」の中で、「高齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用等により、高齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する」とセンターの役割が明記されています。また、「働き方改革実行計画」においても、「高齢者の7割近くが、65歳を超えても働きたいと願っているが、実際に働いている人は2割に留まっている。労働力人口が減少している中で、我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高齢者がエイジレスに働くための多様な就業機会を提供していく必要がある。」との記述があり、高齢者の就業促進の必要性が示されていることは、センターに寄せられる期待へとつながっているとと言えます。しかしながら、高齢化の進展により、高齢者数が増加しているにもかかわらず、センターへの入会者数は増加していません。これは、継続雇用制度や定年の延長等により就業機会が拡大したことも理由の一つだと考えられますが、趣味や介護や病気療養など様々な要因もあるようです。加えて、センターから紹介された就業では、日数・時間、収入額不足など、本人の希望に合わず就業に至らない事もあります。特に、女性の希望する就業紹介が少なく、会員拡大の課題になっています。

このようなことから今年度は、課題の克服や改善として、年齢や希望にそった様々な働き方が選択できる就業機会の拡大と開拓、更なる普及啓発活動を実施すると共に、会員が事業に参加することで自主的に運営できる組織づくりを行います。加えて、最優先課題の安全就業の徹底とともに、健康増進や交通事故防止に一層取り組んでまいります。

今年度は、社会経済情勢を注意深く見守り、多くの方々からのご支援やご協力をいただきながら、以下の事業の推進に努めてまいります。

1. 基本方針

- (1) 会員の拡大
- (2) 就業機会の確保・拡大
- (3) 普及啓発活動の推進
- (4) 安全・適正就業の推進
- (5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進
- (6) 会員活動の推進
- (7) 就業相談の推進
- (8) 各種研修・講習会の実施
- (9) 組織体制の強化

2. 本年度の事業目標

- (1) 会員数・・・1,950人
- (2) 受託事業
 - ・就業延人員・・・135,000人日
 - ・契約件数・・・2,220件
 - ・契約金額・・・685,000千円
- (3) 労働者派遣事業
 - ・就業延人員・・・24,000人日
 - ・契約件数・・・120件
 - ・契約金額・・・116,500千円

3. 事業実施計画

(1) 会員の拡大

①新規会員の拡充

定期的な入会説明会や出張入会説明会を随時開催するとともに、会員による身近な人への入会のPRや夫婦入会促進など、多くの会員の入会を促進する。

入会説明会の開催については、開催前に案内チラシの配布や情宣活動を行い周知に努め、多くの参加を募る。

②女性会員の入会促進

女性向けの講習会の開催や、同好会活動・ボランティア活動を紹介する。

希望職種や多様な働き方など、ニーズにそった就業開拓を行い、就業機会の拡大に努める。

③退会会員の抑制

ボランティア活動や各種講習会の開催、同好会活動による仲間づくりを支援することで、就業以外においても魅力あるセンターを目指す。

(2) 就業機会の確保・拡大

①受注の継続

就業会員の資質の向上を図り、発注者からの信頼を高めることで受注の継続性やリピート率の向上に努める。

②受注の拡大

現役世代の労働力人口の減少等による、育児・介護、サービス業等の人手不足分野における就業開拓の推進に努める。また、会員の平均年齢の上昇が著しいことから、高齢会員の希望に応じて意欲・能力を活かした活躍ができる新規受注の開拓に努める。

③会員アンケート調査の実施

多様な就業機会を提供できるよう、会員へのアンケート調査を実施する。

④独自事業の推進

会員の就業機会を確保するため、自主的・自立的な運営が可能な独自事業の創出に努める。

⑤高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

就業を通じて人手不足分野に取組み、高齢者の社会参加や生きがい、喜びにつながる高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進に努める。

(3) 普及啓発活動の推進

①広告宣伝活動の充実

会報「くすのき」の発行、市広報紙の活用、チラシの配布やパンフレットの公共施設等における常設配置を行い、シルバー事業の周知に努める。

10月には、普及啓発月間の取組みとして普及啓発事業を実施する。

②市内イベントの参加

市内で開催されるイベントに積極的に参加し、会員の生き生きとした姿によるシルバー事業の啓発に努める。

③ホームページの活用

ホームページを積極的に更新・活用し、動画等を通じてシルバー事業の周知に努める。

④地域貢献活動の実施

会員の協力を得て、定期的な「ボランティア清掃」を市内で実施し地域貢献を行う。

(4) 安全・適正就業の推進

①安全パトロールの強化

「安全はすべてに優先する」との基本理念のもと、就業中における事故防止のため、安全就業推進員や安全対策委員による安全パトロールの強化を図る。

②交通安全の推進

就業途上における事故防止のため、交通安全講習会を実施し、高齢者の交通安全意識の周知と普及を図る。

③器具等の点検・着用

就業中の事故防止のため、作業前の用具・器具等の点検、保安器具の着用と使用を義務づけるとともに、安全就業基準の周知徹底を図る。

④適正就業の推進

長時間就業や長期間の同一就業の是正に努め、ワークシェアリングやローテーション就業を推進するとともに、「適正就業ガイドライン」に基づき、請負になじまない業務については労働者派遣事業や職業紹介事業の対応に努める。

⑤健康の増進

市民健康診査や定期健診の受診を推奨し、自己の体調管理に努めるよう事務局だよりや会報で啓発を行う。

(5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

①労働者派遣事業

「臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業」に関して、指揮命令のある分野や雇用に繋がるものについては協議のうえ、労働者派遣事業を行う。

②職業紹介事業

直接雇用を希望する事業者及び会員のニーズを踏まえ、就職の紹介に努める。

(6) 会員活動の推進

①地域活動の活性化

会員が自主的・積極的に地域班活動や職域、趣味等を通して交流を図ることで、会員相互の現状把握(健康状況等)やセンター情報の伝達、会員間のコミュニケーション拡大を目指し、会員の自主的かつ自発的な参画意識の向上に努め、会員活動の活性化を図る。

②同好会活動の推進

就業だけでなく、同じ趣味を通じて同年代の仲間を作ることにより、生きがいや健康維持を目的としている同好会活動の推進に努める。

(7) 就業相談の推進

①就業相談会

主として未就業会員を対象に、就業機会の提供を目的とした「就業相談会」を月1回開催し、会員の早期就業に繋がる相談に努める。

②入会説明会等

定期的に行っている入会説明会の個人面談において、入会者の希望職種や就業時間等、就業に関する内容についてより細やかな相談に努めるとともに、市が主催する就職情報フェア等へ積極的に参加し、相談事業の拡大に努める。

(8) 各種研修・講習会の実施

シルバー人材センター事業についての理解と認識を図るために、非会員を対象とした研修会等を実施するとともに、会員の就業に必要な知識、技能、マナーの習得及び向上を目的とした各種講習会の実施に努める。

(9) 組織体制の強化

①関係行政機関・団体等との連携の強化

シルバー人材センター事業の円滑な推進を図るため、市及び各関係行政機関・団体等と連携の強化に努める。

②各専門委員会

シルバー人材センター事業の充実を図る観点から、各専門委員会活動を活発に行い組織の強化・活性化に努める。

③会員と事務局の連携の強化

毎月発行し全会員に配付している事務局だよりや地域懇談会の開催を通じて、会員と事務局の連携の強化に努める。また、事務局だより以外の情報の提供の可能性を検討する。

④業務の効率化

業務の効率化に努め、情報化の推進や財政基盤の整備を目指すとともに、事務局体制の強化を図る。

⑤財政基盤の強化

安定的な運営のため国・市の補助金を確保するとともに、自主財源の確保のため、受託事業や労働者派遣事業等の増収を図る。一方では、センター運営に係る経費について削減に努め効率的・効果的な事業の確立に努める。